市民セミナー祭 & ヘルシー★香美ング★デー

中央公民館

11月3日(金・祝) 9時30分～12時

ヘルシー★香美ング★デー

啓発コーナー

健康まつりがリニューアル！

1階　ロビーほか
- ◆禁煙コーナー
  たばこスワンくん展示、紙芝居
- ◆お口の健康コーナー
  フッ化物パネル展示、歯ブラシ等配布

2階　会議室
- ◆こころの健康、食育、がん検診、特定健診啓発コーナー

2階　調理実習室
- ◆ヘルスメイトさん手作りの試食コーナー
- ◆バター作り体験（対象：小学生以下）
  バターを手作りしてみませんか？
  10時～（先着15人）　※容器代として100円必要
- ◆べっこうあめ作り体験（対象：小学生以下）
  昔懐かしい味・べっこうあめが手軽に作れます！
  11時～（先着15人）　※無料

測定コーナー

2階　会議室
- ◆身長・体重・体脂肪・血圧測定・骨密度測定

2階　ウッドデッキ
- ◆足指力チェック

市民セミナー祭

1階大ホール・2階研修室

子どもも大人もワンコインで楽しもう

これまで市民セミナーで実施してきた体験教室を中心に、4種類の作品づくりをお楽しみください。
子どもから大人まで、たくさんの皆さんのご来場をお待ちしています。

- ◆ものづくりコーナー
  体験料100円（1作品）
  - ・パスタで作るクリスマスリース
  - ・折り紙（椿の花）
  - ・プラトンボ＆折り紙トンボ
  - ・曲笛＆こまトンボ
- ◆バルーンアート
- ◆将棋体験コーナー

送迎バスあります

※途中下車不可

【行き】
奥物部ふれあいプラザ　発　　8時50分
保健福祉センター香北東駐車場経由　　9時10分

【帰り】
奥物部ふれあいプラザ　行　11時30分発
（保健福祉センター香北経由）

募集

高知広域連携中枢都市圏ビジョン(案)にご意見を

高知市を中心に、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目的とした**高知広域連携中枢都市圏**。その目指す将来像や、今後5年間の取り組みを定めたビジョン案について、市民の皆さんの意見を募集します。

【募集開始】10月3日（火）～10月27日（金）必着

【ビジョン案の閲覧】
募集期間中、企画財政課・本庁舎1階総合案内・香北支所・物部支所で閲覧
※香美市ＨＰにも掲載します。

【提出方法】住所・氏名・電話番号を明記し、持参または郵送、ＦＡＸ、電子メールのいずれかで提出してください。
※書式自由。口頭や電話は不可。

【問い合わせ・提出先】
企画財政課☎53・3114
FAX53・5958
kikakuka@city.kami.lg.jp

※詳しくは香美市ＨＰを参照

白寿荘　臨時職員募集

【職種】介護職員（若干名）
【勤務場所】特別養護老人ホーム白寿荘（香北町永野）
【勤務内容】
・4週8休制（ローテーション勤務）
・1日7時間45分勤務
・日給＝7192円～
①夜勤あり（夜勤手当・通勤手当・昇給あり）
②夜勤なし（通勤手当・昇給あり）
【問い合わせ先】
白寿荘庶務課☎59・2287

香美市パソコン教室

【講習予定日】
10／31～12／19の火曜日（全8回）
【場所】中央公民館
【時間】19時～21時
【申込期間】
10月2日(月)～10月23日(月)
【対象者】
20歳以上で香美市在住の方
【申込方法】
直接来館いただくか、郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、ハガキまたはFAXで申し込み。応募者多数の場合は抽選。抽選結果の発表は受講票の発送をもって代えさせていただきます。
【受講料】
2，000円（初日に会場で集めます）
【内容】
パソコン初心者を対象に、文字の入力方法やエクセルによる表計算・グラフ作成など
【定員】20人
【問い合わせ・申込先】
〒782-0034　土佐山田町宝町2－1－27
中央公民館 ☎53－2214　FAX53－3904

くらしのガイドブック

香美市では、株式会社サイネックスと協働で、**香美市くらしのガイドブック**の作成準備をしています。作成費用は、市内を中心とした事業者の広告掲載料によってまかなわれます。
その広告主を募集するため、株式会社サイネックスの社員が、皆さまの会社やお店などにお伺いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいします。

【期間】10月～11月（予定）
※発行予定＝平成30年4月
【問い合わせ先】株式会社サイネックス徳島支店
☎088・623・0530

その他

地籍調査の土地登記完了

次の区域の地籍図・地籍簿の登記が完了しました。
【完了区域】物部町大栃・山崎・仙頭の各一部（平成18年度物部森林組合調査地区）
※完了日＝平成29年7月26日
【問い合わせ先】建設課地籍調査班　☎53・3118

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査は義務

毎年10月1日は**浄化槽の日**です。
浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。
合併処理浄化槽の保守点検・清掃・法定検査をしっかり行って、美しい自然を守っていきましょう。

◆保守点検は定期的な実施が義務づけられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託しましょう。
◆清掃は年1回以上の実施が義務づけられています。市長の許可を受けた業者に依頼しましょう。
◆法定検査は、浄化槽の機能を確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関（一般財団法人高知県環境検査センター☎088・860・2400）の検査を受ける義務があります。

【問い合わせ先】環境上下水道課　☎53・3110

結婚に伴う新生活の経済的支援を行う補助金があります。
詳しくはお問い合わせください。【問い合わせ先】定住推進課　☎53－1061